平成２８年５月２０日

各　　位

証券会員制法人　福岡証券取引所
自 主 規 制 部

パブリック・コメントの実施について

本所は、下記の要領で、パブリック・コメントの募集（規制の設定又は改廃についてのご意見募集）を実施することといたしましたのでお知らせします。

記

１．パブリック・コメントの内容
・平成２８年熊本地震による被災企業の復興支援に向けた上場制度上の対応について

２．意見提出方法等

（１）募集期間：平成２８年５月２０日（金）～ 平成２８年５月２６日（木）

（２）提出方法：郵送、ファクシミリ、Ｅ－ｍａｉｌ

（３）提 出 先

① 郵送の場合 ：〒810－0001　福岡市中央区天神２－１４－２
証券会員制法人 福岡証券取引所　総務部

② ＦＡＸの場合：092-713-1540

③ E-mailの場合：pc@fse.or.jp

３．公表資料の入手方法

本所ホームページ（ＵＲＬ　https://www.fse.or.jp/）及び本所窓口での配布

４．意見等処理方法

提出期限の翌日以降、本所ホームページに掲載いたします。

以　上

【問い合わせ先】
証券会員制法人 福岡証券取引所　自主規制部
ＴＥＬ（０９２）７５１－４７２３

平成２８年熊本地震による被災企業の復興支援に向けた上場制度上の対応について

平 成 ２ ８ 年　　５ 月 ２ ０ 日
証券会員制法人　福岡証券取引所

Ⅰ．　趣旨

本年４月１４日より発生している平成２８年熊本地震は、本所の所在する九州地方を中心に甚大な人的・物的被害をもたらしているほか、インフラ機能の低下やサプライチェーンの寸断による生産活動の不安定化などを通じて被災地域内外の企業活動・企業業績に大きな影響を及ぼしております。

本所では、被災企業の復興を支援し、もって我が国経済の活性化及び地域経済の発展に寄与する観点から、平成２８年熊本地震の被災により経営に打撃を受けた上場会社の上場管理や上場候補会社の新規上場において柔軟な対応を可能にするため、震災の影響に配慮した特例を新設いたします。

Ⅱ．概要

（備　　考）

１．上場審査基準の特例の新設

（１）監査意見

上場申請会社において、平成２８年熊本地震により直前事業年度における監査報告書に「限定付適正意見」が記載されている場合も基準を充足するものとします。

・平成２８年熊本地震に伴う有価証券上場規程の特例（以下「特例」）第２条等
・市場変更基準についても同様とします。

２．上場廃止基準の特例の新設

（１）債務超過

上場会社が、平成２８年熊本地震による特別損失の発生に起因して債務超過の状態となった場合は、上場廃止までの猶予期間を１年間から２年間に延長します。

・特例第３条第１項等

（２）業績

Ｑ－Ｂｏａｒｄの上場会社が、平成２８年熊本地震による特別損失の発生に起因して営業活動によるキャッシュ・フローの額が負となった場合（上場廃止の猶予期間に入っている上場会社については正とならなかった場合）は、その年度の業績は対象外とします。

・特例第３条第２項等

３．その他

（１）再申請に係る上場審査料の無料化

平成２８年熊本地震により上場承認に至らなかった場合であって、３年以内に再び上場申請を行うときは、上場審査料を無料とします。

・特例の取扱い１．

Ⅲ．施行日（予定）

・パブリック・コメント手続き終了次第、速やかに施行します。

・項番２については、平成２８年４月１４日以後に終了する事業年度から適用します。

以　　上

平成２８年熊本地震に伴う有価証券上場規程の特例の制定（案）について

目　　次

(ページ)

１．　平成２８年熊本地震に伴う有価証券上場規程の特例（案）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１

２．平成２８年熊本地震に伴う有価証券上場規程の特例の取扱い（案）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２

平成２８年熊本地震に伴う有価証券上場規程の特例（案）

（目　的）

第１条　この特例は、平成２８年熊本地震の被災により経営に打撃を受けた新規上場申請者及び上場会社（外国会社を除く。以下この特例において同じ。）について、有価証券上場規程の特例を規定する。

２　この特例に定めのないものについては、有価証券上場規程の定めるところによる。

（株券上場審査基準の特例）

第２条　新規上場申請者（株券上場審査基準第４条第１項第７号ｃ又は同基準第６条第１項第５号ｂに適合しない者に限る。）が、上場申請を行うときにおける虚偽記載又は不適正意見等の取扱いは、本所が別に定めるところによる。

２　前項の規定は、Ｑ－Ｂｏａｒｄからの上場市場の変更申請を行うときについて準用する。

（株券上場廃止基準の特例）

第３条　平成２８年熊本地震に起因する特別損失の発生により、当該特別損失の発生した事業年度の末日に債務超過の状態となった上場会社についての株券上場廃止基準第２条第１項及び第２条の２第１項の規定の適用については、同基準第２条第１項第５号（同基準第２条の２第１項第４号の規定による場合を含む。）を次のとおりとする。

（５）債務超過

上場会社が債務超過の状態となった場合において、２か年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。

２　平成２８年熊本地震に起因する特別損失の発生により、当該特別損失の発生した連結会計年度における営業活動によるキャッシュ・フローの額が正とならなかった上場会社についての株券上場廃止基準第２条の２第１項の規定の適用については、同項第３号の２を次のとおりとする。

（３）の２　業績

最近４連結会計年度（平成２８年熊本地震に起因する特別損失の発生により、当該特別損失の発生した連結会計年度における営業利益及び営業活動によるキャッシュ・フローの額が負となった場合の当該連結会計年度を除く。）における営業利益及び営業活動によるキャッシュ・フローの額が負である場合において、平成２８年熊本地震に起因する特別損失の発生により、当該特別損失の発生した連結会計年度における営業活動によるキャッシュ・フローの額が正とならなかった場合の当該連結会計年度の期間を除いて１か年以内に営業利益又は営業活動によるキャッシュ･フローの額が正とならないとき。

付　　則

１　この特例は、平成２８年　月　日から施行する。

２　第３条の規定は、平成２８年４月１４日以後の日を事業年度の末日とするものから適用する。

平成２８年熊本地震に伴う有価証券上場規程の特例の取扱い（案）

１．第１条第２項（上場審査料等の取扱い）関係

有価証券上場規程に関する取扱い要領１１．（１）ｂ及び同取扱い要領１１．の２の規定にかかわらず、上場審査料又は予備審査料については、新規上場申請者が当該上場申請より前に上場申請又は予備申請を行ったことがあり、かつ、直近の上場申請日（予備申請を行った場合にあっては、有価証券上場予備申請書に記載した上場申請を行おうとする日）の属する事業年度の初日から起算して３年以内に上場申請又は予備申請を行う場合であって、当該上場申請又は予備申請より前の上場申請又は予備申請により上場に至らなかった理由が平成２８年熊本地震に起因するものであると本所が認めたときは、その支払いを要しないものとする。

２．第２条（株券上場審査基準の特例）関係

（１）　第１項の規定の適用を受ける新規上場申請者（Ｑ－Ｂｏａｒｄへの新規上場申請者を除く。）についての株券上場審査基準の取扱い２．（７）の規定の適用については、同取扱い２．（７）ｄ中「記載されていない場合」とあるのは「記載されていない場合、監査報告書又は四半期レビュー報告書において、平成２８年熊本地震に起因して公認会計士等の「除外事項を付した限定付適正意見」又は「除外事項を付した限定付結論」が記載されている場合」とする。

（２）　第１項の規定の適用を受ける新規上場申請者（Ｑ－Ｂｏａｒｄへの新規上場申請者に限る。）についての株券上場審査基準の取扱い５．（５）の規定の適用については、同取扱い５．（５）ｂ中「記載されていない場合」とあるのは「記載されていない場合、監査報告書、中間監査報告書又は四半期レビュー報告書において、平成２８年熊本地震に起因して公認会計士等の「除外事項を付した限定付適正意見」又は「除外事項を付した限定付結論」が記載されている場合」とする。

３．第３条（株券上場廃止基準の特例）関係

（１）　株券上場廃止基準の取扱い１．（５）の規定は、第１項の規定の適用を受ける上場会社について準用する。この場合において、同取扱い１．（５）中「第５号」とあるのは「平成２８年熊本地震に伴う有価証券上場規程の特例第３条第１項において読み替えて適用する株券上場廃止基準第２条第１項第５号（同基準第２条の２第１項第４号の規定による場合を含む。）」と、同取扱い１．（５）ｃ中「１か年」とあるのは「２か年」と読み替える。

（２）　第１項の規定の適用を受ける上場会社についての監理銘柄及び整理銘柄に関する規則第３条の規定の適用については、同条第１号ａの（ｄ）中「株券上場廃止基準第２条第１項第５号（同条第２項若しくは第３項又は同基準第２条の２第１項第４号、第２項若しくは第３項の規定による場合を含む。）」とあるのは「平成２８年熊本地震に伴う有価証券上場規程の特例第３条第１項において読み替えて適用する株券上場廃止基準第２条第１項第５号（同基準第２条の２第１項第４号の規定による場合を含む。）」とする。

（３）　株券上場廃止基準の取扱い２．（２）の２の規定は、第２項の規定の適用を受ける

上場会社について準用する。この場合において、同取扱い２．（２）の２中「第３号の２」とあるのは「平成２８年熊本地震に伴う有価証券上場規程の特例第３条第２項において読み替えて適用する株券上場廃止基準第２条の２第１項第３号の２」と、「４連結会計年度」とあるのは「４連結会計年度（平成２８年熊本地震に起因する特別損失の発生により、当該特別損失の発生した連結会計年度における営業利益及び営業活動によるキャッシュ・フローの額が負となった場合の当該連結会計年度を除く。)」と読み替える。

（４）　第２項の規定の適用を受ける上場会社についての監理銘柄及び整理銘柄に関する規則第３条の規定の適用については、同条第１号ａ（ｄ）の２中「株券上場廃止基準第２条の２第１項第３号の２（第２項若しくは第３項の規定による場合を含む。)」とあるのは「平成２８年熊本地震に伴う有価証券上場規程の特例第３条第２項において読み替えて適用する株券上場廃止基準第２条の２第１項第３号の２」とする。

付　　則

この規則は、平成２８年　月　日から施行する。